

平成 27 年 3 月 27 日

芦屋町長 波多野 茂丸 様

芦屋町特別職報酬等審議会

会長 黒山 敏治

芦屋町特別職の報酬等の額について（答申）

平成 27 年 1 月 28 日付で貴職から諮問のありました、町長、副町長、教育委員会教育長及びモーターボート競走事業管理者（以下「町長等」という。）の給料の額等並びに議会の議員の報酬の額等について、本審議会において慎重かつ十分な審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申の内容

- (1) 町長等の給料の額及び議会の議員の報酬の額については、現行の額を据え置くことが妥当である。
- (2) 町長等及び議会の議員の期末手当の支給率については、平成 27 年度から現行の 2.95 から 3.1 に改定することが妥当である。

2 審議の内容

本審議会は、平成 27 年 1 月 28 日に芦屋町長から次の項目について諮問を受け、特別職等の職責や県内の他町村や類似団体における報酬等の状況など、関係資料を参考にしながら慎重な審議を行った。

[諮問事項 1]

町長、副町長、教育委員会教育長及びモーターボート競走事業管理者の給料の額等について

町長等の給料の額については、平成 20 年度の減額改定以降据え置きとなっており、遠賀郡内での比較では最も低い水準である。病院事業や競艇事業等に係る仕事量や職責などを考慮し増額改定の意見もあったが、社会経済情勢などを考慮し、事業管理者も含め現行の額を据え置くことが妥当との結論に至った。

期末手当の支給率については、前回（平成 19 年度）の審議会の答申において、国の指定職の支給率に準じることが適当であるとの考え方が示されたところである。本審議会としては、国の指定職の支給率が上げられたことから、町長等の期末手当について平成 27 年度から年間の支給率を 0.15 月上げることが妥当との結論に至った。

退職手当の額については、遠賀郡内での比較では最も低い水準である。業績についても考慮し上げてもいいのではないかと意見、また、住民感覚では金額が高いのではないかと意見があったが、審議の結果、給料の額と同様に現行の額を据え置くことが妥当との結論に至った。

[諮問事項 2]

議会の議員の報酬の額等について

議員報酬については、平成 5 年から据え置かれており、前回（平成 19 年度）の審議会では、町長等の給料の額とあわせて議員報酬についても減額の答申がなされたが、議員定数の削減などの理由により報酬については改定されず現在に至っている。遠賀郡内及び類似団体との比較では高い水準である。

本審議会においては、他町村との比較から減額についての意見もあったが、病院事業や競艇事業等に係る仕事量や職責などにより他町村と一概には比較できないとの意見もあった。また、若い世代や子育て世代などの人が報酬だけで議員活動を行いつつ生計を維持できるよう減額すべきではないとの意見や、平成 27 年度の統一地方選挙から芦屋町議会の議員定数が 1 人削減されることも踏まえて検討すべきとの意見があった。

これらのことを総合的に考慮した結果、他町村との比較では高い水準ではあるが、今後の町勢の発展と住民福祉の充実に一層精励されることを期待し、今回は現行の額を据え置くことが妥当との結論に至った。

期末手当の支給率については、町長等にあわせて平成 27 年度からの年間の支給率を 0.15 月上げることが妥当との結論に至った。

以上

○芦屋町特別職報酬等審議会委員

会 長	黒山 敏治
会長職務代理	松元 勝彦
委 員	石川 智雄
委 員	中西 隆雄
委 員	藤崎 隆子
委 員	本田 浩
委 員	水上 美秀

○審議会の開催状況

第1回	平成27年1月28日
第2回	平成27年2月12日
第3回	平成27年2月24日